

平成20年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(控)第7号 損害賠償代位請求控訴事件 (原審・仙台地方裁判所平成14年(控)第18号)

口頭弁論終結日 平成20年10月28日

判 決

[Redacted]

控 訴 人 相 原 勝 雄

[Redacted]

控 訴 人 千 葉 征 也

[Redacted]

控 訴 人 庄 子 信 一

[Redacted]

控 訴 人 田 村 秋 志

上記4名訴訟代理人弁護士 八 島 淳 一 郎

同 東 海 林 行 夫

仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

被 控 訴 人 仙 台 市 民 オ ン ブ ズ マ ン

同 代 表 者 代 表 十 河 弘

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 橋 輝 雄

同 山 田 忠 行

同 小 野 寺 信 一

同 増 田 隆 男

同 松 澤 陽 明

同 吉 岡 和 弘

同 半 澤 力 生

同 齋 藤 拓 生

同	十	河	弘
同	鈴	木	覺
同	野	呂	圭
同	千	葉	晃

### 主 文

- 1 原判決主文第2項ないし第5項を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人らに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 控訴人らと被控訴人との間で生じた訴訟の総費用は被控訴人の負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 控訴の趣旨

主文と同旨。

#### 第2 事案の概要

- 1 本件は、宮城県の住民を構成員とし、同県の区域内に事務所を有する権利能力のない社団である被控訴人が、平成6年度及び同7年度における宮城県警察本部総務室総務課（以下「総務課」という。）の事務連絡又は業務視察を目的とする県外出張に係る旅費の支出について、これらの出張は架空のもの又は業務上必要のないものであり、宮城県は上記旅費相当額の損害を被ったとして、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの。以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、上記旅費を受領した職員等10名に対し、宮城県に代位して損害賠償を求めた事案である。

原審は、捜査関係用務とされた原判決添付別紙1の番号25ないし28、33及び34並びに同別紙2の番号1、2、5、6、26、27、34、35、55及び56記載の各出張（以下「本件各出張」という。）以外の出張に係る訴えはいずれも不適法として訴えを却下したが、本件各出張に係る訴えは適法と判断した上、本件各出張はいずれも架空の出張であると認定判断し、控訴人

ら4名につき、本件各出張に関する旅費相当額の支払を求める限度で被控訴人の請求を認容し、第1審相被告佐々木学に対する被控訴人の請求を棄却した。

原判決に対して控訴人らのみが不服を申し立てたところ、差戻前の控訴審は、本件各出張に係る旅費の支出につき適法な監査請求の前置がないとして控訴人ら敗訴に係る部分の原判決を取り消し、取消しに係る被控訴人の訴えをいずれも却下した。

これに対して被控訴人が上告受理の申立てをしたところ、上告審は、本件各出張に係る旅費の支出につき適法な監査請求の前置に欠けるところはないとして、差戻前の控訴審判決を破棄し、本案の審理をさせるために本件を当審に差し戻した。

当審においては、適法な監査請求の前置があったことは争われず、本件各出張が架空の出張、いわゆる空（から）出張であるか否かが争われている。

## 2 前提となる事実（いずれも当事者間に争いが無い。）

- (1) 被控訴人は、宮城県の住民を構成員とし、同県の区域内に事務所を有する権利能力のない社団である。
- (2) 宮城県は、平成6年度及び同7年度において、総務課の事務連絡又は業務視察を目的とする県外出張に係る旅費として、原判決添付別紙1、2記載のとおり支出をした。

これらの出張のうち、本件各出張は、控訴人庄子信一（以下「控訴人庄子」という。）が関係課からの依頼により行った捜査関係用務による出張及び同行者の出張とされている。

- (3) 控訴人相原勝雄（以下「控訴人相原」という。）は、平成5年3月25日から同7年3月12日まで総務課の課長を務め、原判決添付別紙1の番号25ないし28、33及び34記載の各出張につき旅行命令を発した。

控訴人千葉征也（以下「控訴人千葉」という。）は、同月13日から平成9年3月23日まで総務課の課長を務め、同別紙2の番号1、2、5、6、

26, 27, 34, 35, 55及び56記載の各出張につき旅行命令を発した。

- (4) 控訴人庄子は、平成6年3月29日から同11年3月10日まで総務課の課長補佐を務め、原判決添付別紙1の番号25, 27及び33並びに同別紙2の番号1, 5, 26, 34及び55の各出張の出張者である。

控訴人田村秋志（以下「控訴人田村」という。）は、平成2年3月から同7年3月までの間総務課において勤務し（平成6年3月までは秘書係長、同年4月以降は課長補佐）、同別紙1の番号26, 28及び34の各出張の出張者である。

- (5) 被控訴人は、平成14年6月24日、本件各出張等につき、宮城県監査委員に監査請求をしたところ、同監査委員は、同年8月21日、監査請求を棄却した。被控訴人が上記日時に監査請求したことについては正当な理由があった。

被控訴人は、同月30日、本件訴訟を提起した。

### 3 争点と争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件各出張が架空の出張、いわゆる空出張であったか否かであり、争点についての当事者の主張は、以下のとおりである。

#### (1) 被控訴人の主張

控訴人らは、本件各出張は控訴人庄子が総務課職員1名を同行して、関係課の依頼に基づき、特定の情報提供者（以下「本件情報提供者」という。）から銃器取引関係の情報提供を受けるために、東京又は千葉に出張したものである旨の主張をするが、以下の事情に照らせば、本件各出張には不自然な点が多く、実際には行われなかった架空の出張というべきである。

ア 平成6年度及び同7年度に宮城県警で空出張が行われていた可能性

（ア）各都道府県警察の裏金疑惑についての報道等

近時、警視庁、北海道警察、静岡県警察、福岡県警察等で、捜査費、

捜査報償費，出張旅費等の不正支出が明らかになったり，裏金作りの疑惑が生じている。宮城県警察（以下「宮城県警」という。）もその例外ではない。

宮城県警の署長や所属長を歴任した元警視が，平成16年4月16日，新聞社の取材に対し，旅費や捜査報償費等で組織的に裏金作りをしていたと証言した。また，これとは別に，宮城県警の元巡査部長が，新聞社の取材に対し，長年，架空領収書を書き続けいていた旨の証言をした。

これらのことからすれば，宮城県警においても，空出張による裏金作りがされていたものと考えられる。

(イ) 平成9年度以降の総務課職員による出張の減少

総務課職員の出張件数は，平成6年度，同7年度の各1月から3月までについては，事務連絡の出張が平成6年度が26件（74万9740円），同7年度が21件（52万2360円），業務視察の出張が平成6年度は5件（32万6560円），同7年度が12件（59万4670円）であるのに対し，平成9年度から同12年度以降の各1月から3月までについては，事務連絡の出張が平成9年度が3件（6500円），同10年度が1件（4万1980円），同11年度が3件（7800円），同12年度が1件（2万3780円），業務視察の出張はこの間1件も行われていない。

このように出張件数が激減したことは，実働部分への予算の重点配分，管理部門の予算の削減，予算編成上のマイナス・シーリングによる旅費予算の減額等によるものであるとする控訴人らの主張では到底説明できるものではなく，平成9年度以降の出張の激減は，それ以前の平成6年度及び同7年度の総務課の出張旅費の支出が不正であったことを裏付けるものである。

(ウ) 旅費受領代理人制度

現実を直視すれば、旅費受領代理人制度は、空出張を容易にする制度にはかならない。宮城県知事部局等すべての部署で明らかになった空出張の事例では、この制度が悪用され、もらってもいない出張旅費を受け取ったものとして署名押印がされ、裏金が作られていたのである。だからこそ、この制度は、平成9年度には宮城県全体で廃止されたのである。宮城県警においても、同様の方法で裏金作りが行われていたと考えるのが相当かつ合理的である。

イ 本件各出張が実際に行われたとすることについての疑問点

(ア) 支出項目

総務課の出張に関し「捜査関係用務」という支出項目はなく、本件各出張に係る旅行命令（依頼）票の「旅行内容」欄等には、「事務連絡」と記載されている。控訴人らは、これについて、慣例や通例に基づくものである旨の弁解をするが、一般警察活動費から旅費を支出する場合に旅行命令（依頼）票の「旅行内容」欄等に「事務連絡」と記載した理由については何ら説明できていない。

(イ) 出張の態様

本件各出張には、総務課の職員1名が控訴人庄子に同行したとされているが、捜査を担当している関係課の職員は同行していない。このように捜査を担当している関係課の職員抜きで本件情報提供者と接触することは、捜査の方法として不自然極まりない。仮に捜査関係用務で出張するのであれば、関係課の職員を必ず同行させて、その者に本件情報提供者に対し必要な質問をさせるはずである。

また、本件各出張に同行したとされる総務課職員は、万が一の事態が生じた場合の連絡要員であるという。しかし、控訴人庄子は、本件各出張については特に危険を感じていなかった旨の供述をしており、しかも、同行者の役割は、情報提供者と接触した控訴人庄子が約束の時間までに

戻らなかったら総務課に連絡をするというものであり、これだけであれば、控訴人庄子が一定の時間に自ら総務課に連絡をすることにすれば足りたはずである。このようにみると、本件各出張に同行者を付ける必要はなく、必要もないのに同行者を付けるのは空出張の典型的なパターンである。

東京と千葉とは電車で1時間程度の距離なのであるから、千葉で本件情報提供者と面談したとしても千葉に宿泊する必要はなく、東京で宿泊しても差し支えないし、新幹線を利用すれば宿泊せずにその日のうちに仙台に帰ることがあってもいいはずである。千葉へのお出張であるから千葉に泊まるというのは空出張のパターンそのものである。

(ウ) 本件情報提供者についての控訴人庄子の供述

控訴人庄子は、本件情報提供者について、千葉に住んでおり、新宿で家庭雑貨の卸売業を営んでおり、新宿に店か事務所があり、身長は170 cm前後、体重は65～70 kgくらい、年齢が50歳代の前半で、本件情報提供者から平成6年10月から同8年2月まで情報を得たが、本件情報提供者についてそれ以上は説明できない旨の供述をする。しかし、これだけの説明があれば、関係者には本件情報提供者がだれであるか特定できるはずであり、それ以上のことは供述できないとする合理的な理由が見出し難い。

控訴人庄子は、本件情報提供者に旧知の友にでも会うように接していたというにもかかわらず、その出身地や、本件情報提供者が取り扱っていた家庭雑貨が具体的にどのようなものであるかについては忘れてと供述し、本件情報提供者の活動範囲、本件情報提供者の営業が会社か個人か、さらには本件情報提供者とした世間話の内容についても覚えていないと供述する。しかし、これらすべてについて一切記憶がないというのは余りにも不自然であり、時間の経過のみでは説明できない。